## 各府省庁 DX 推進連絡会議の開催について

令和6年7月30日 内閣官房長官決裁

- 1. 「デジタル社会の実現に向けた重点計画」(令和6年6月21日閣議決定)の「第6国・地方デジタル共通基盤の整備・運用に関する基本方針」を踏まえ、国・地方デジタル共通基盤等に係る各府省庁のDXの取組を支援するため、業務の抜本見直し推進チームの開催について(令和元年6月25日内閣官房長官決裁)に基づき開催されてきた「業務の抜本見直し推進チーム」を発展的に改組し、同チームの検討の成果等も踏まえて、各府省庁DX推進連絡会議(以下「連絡会議」という。)を開催する。
- 2. 連絡会議の構成は、次のとおりとする。ただし、共同座長は、必要があると 認めるときは、関係者に出席を求めることができる。

共同座長 内閣官房副長官補(内政担当)兼内閣官房デジタル行財政改革

会議事務局長

デジタル監

副座長 内閣官房デジタル行財政改革会議事務局長代理

構成員 内閣官房内閣審議官(内閣官房副長官補付)

内閣官房行政改革推進本部事務局長

デジタル庁統括官

総務省行政管理局長

総務省行政評価局長

総務省自治行政局長

- 3. 連絡会議の庶務は、関係行政機関の協力を得て、内閣官房において処理する。
- 4. 前三項に定めるもののほか、連絡会議の運営に関する事項その他必要な事項は、共同座長が定める。

附則

連絡会議の開催に伴い、業務の抜本見直し推進チームの開催については廃止する。